

酒米新品種「湖響」を使った近江の地酒プロモーションに関する 業務委託仕様書

1 業務名

酒米新品種「湖響」を使った近江の地酒プロモーションに関する業務委託

2 業務目的

約 26 年ぶりとなる酒米新品種「湖響」を使った近江の地酒に係るプロモーションを行うことで、「湖響」を使った地酒への期待を高めるとともに近江の地酒の需要促進を図る。

事業実施にあたっては、SNS 等の活用や AI 技術を用いた地酒の特徴のビジュアル化など新たな手法により、これまで地酒に馴染みがない層にもアプローチすることで、新たな地酒ファン獲得を図る。

3 契約期間

契約締結日～令和9年(2026 年)3 月 25 日

4 事業概要

各酒蔵が酒米新品種「湖響」で醸した新酒を、令和9年2～3月頃に一齐に販売する予定であることから、販売予定時期に合わせて県内でお披露目イベントを実施する。合わせて、イベントおよび販売開始に向けて、「湖響」の誕生ストーリーや各蔵の新酒の特徴などを広報することで消費者の購買意欲を醸成し、「湖響」を使ったお酒のデビューへの期待感を高める PR を実施する。

5 業務内容

(1)『「湖響」お披露目イベント(仮称)』の実施

新酒が販売開始される時期(令和9年2月～3月予定)に合わせて、以下の内容で滋賀県内にてお披露目イベントを実施すること。

① イベントの実施について

ア.イベントの実施にあたっては、必要に応じて滋賀県内のイベント運営事業者と連携し実施すること。また、イベント実施にあたっては滋賀県および滋賀県酒造組合と協議、調整のうえ実施すること。

イ.会場の調整については滋賀県および滋賀県酒造組合と協議の上実施すること。

② イベントの規模について

ア.「近江の地酒おもてなし推進店」の事業者および関係者のほか、一般客も招待することとし、合わせて400人以上の規模を想定すること。

イ.招待客の選定については、滋賀県と協議の上決定すること。

③イベント内容について

- ア.「湖響」の誕生ストーリーをイメージさせるオープニング動画を作成し、イベント内で上映すること。
- イ.各蔵の新酒の試飲をメインとし、可能な限り滋賀の食(肴)を合わせて提供し、「近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例」に基づいたおもてなしを意識した企画にすること。
- ウ.イベントにおいて、AI 技術等を活用し制作した、地酒の特徴をビジュアル化したものを使用すること。
- エ.AI 技術等を活用し、新酒の試飲した方の感想や意見を収集できる仕組みを作ること。

④イベントのチラシ等について

- ア.イベント用のチラシ、ポスター、SNS 広報用の画像を作成し PR に活用すること。
- イ.ポスターデザイン等については、滋賀県および滋賀県酒造組合と協議の上決定すること。

⑤イベント開催に係る業務項目

- ア. 実施日時の調整
- イ. イベントの会場調整
- ウ. イベント内容の検討
- エ. イベント実施に必要な資材(タブレットなど)の手配
- オ. オープニング動画の作成(内容にかかる調査、取材等を含む)
- カ. イベントチラシ作成
- キ. イベントポスターの作成
- ク. SNS 用のイベント告知データの作成
- ケ. イベント当日の運営
- コ. 招待客の新酒のアンケート実施およびとりまとめ
(AI 技術を活用したアンケート実施が望ましい)
- サ. 実施報告書の提出

※オ.の作成に当たっては、「湖響」の新酒を象徴する動画となるよう、米、水、蔵人、農家等を盛り込んだ内容とし、使用する写真、動画等の素材は、滋賀県と協議の上、受託者の調査、取材により取得したものおよび滋賀県からの提供に基づいて作成すること。

(参考:滋賀県で実施すること)

- ・イベントの会場調整
- ・オープニング動画作成用の写真や動画の一部素材提供
- ・招待客のリスト作成(一般客の抽選等含む)
- ・来賓等の招待
- ・県庁内各課、滋賀県酒造組合との連携、調整

⑥イベント実施にかかる成果物等について

イベント実施にかかる成果物および、納期等は下記のとおりとする。

なお、仕様や納期については、双方による協議の上変更する場合がある。

項目	仕様・数量	納期	備考
イベントの実施・運営	—	イベント終結まで	
イベント用オープニング動画	30 秒程度	『「湖響」お披露目イベント(仮称)』の開催1か月まで	
イベント用チラシ	A4 カラー両面 2,000枚以上	『「湖響」お披露目イベント(仮称)』の開催1か月まで	
イベント用ポスター	B1 300枚以上	『「湖響」お披露目イベント(仮称)』の開催1か月まで	
招待客を対象とした新酒のアンケート結果データ		納期については滋賀県と協議のうえ決定する	AI 等を使用した分析が望ましい

(2)各蔵の「湖響」を使った新酒における特徴をビジュアル化したデータの作成

- ①各蔵の「湖響」を AI 技術などのデジタル技術により分析し、その特徴をビジュアル化すること。
- ②ビジュアル化にあたっては、各酒蔵、滋賀県酒造組合および滋賀県に確認、連携の上、作成すること。

③成果物等について

成果物および納期等は下記のとおりとする。

なお、仕様や納期については、双方による協議の上変更する場合がある。

項目	仕様・数量	納期	備考
各蔵の「湖響」を使った新酒における特徴をビジュアル化したデータ	印刷物および SNS (1080×1350px) に適したサイズのもの を 1 銘柄につき 1 つ	『「湖響」お披露目イベント(仮称)』の開催 1 週間前まで	

(3)各蔵の代表銘柄の特徴をビジュアル化したデータ作成

①各蔵の代表銘柄の特徴を AI 技術などのデジタル技術により分析し、ビジュアル化すること。

②ビジュアル化にあたっては、各酒蔵、滋賀県酒造組合および滋賀県に確認、連携の上、作成すること。

③成果物等について

成果物および納期等は下記のとおりとする。

なお、仕様や納期については、双方による協議の上変更する場合がある。

項目	仕様・数量	納期	備考
各蔵の代表銘柄の特徴をビジュアル化したデータ	印刷物および SNS (1080×1350px) に適したサイズのもの	令和 8 年 9 月末まで	

(4)分析した各データを用いた「近江の地酒辞典(仮称)」の作成

①AI により分析した各蔵の地酒の特徴を様々な視点により分類し、各データを一元的に示す図表をテーマごとに作成すること。

②作成にあたり、受託者は発注者に 3 種類以上のパターンでの図表データを提案することとし、発注者と協議のうえ完成させること。また、ホームページや印刷物に活用することを前提として、配布物にふさわしいデザインに仕上げること。

③作成にあたっては、代表銘柄および「湖響」それぞれにおける図表をそれぞれ作成すること。

④作成にあたっては、内容等を受託者および酒造組合と協議の上決定すること。

⑤成果物等について

成果物および納期等は下記のとおりとする。

なお、仕様や納期については、双方による協議の上変更する場合がある。

項目	仕様・数量	納期	備考
「近江の地酒辞典 (仮称)」	印刷物および SNS(1080 ×1350px)に適したサイズ のデータ・ リーフレット(B6 サイズ 6 ペ ージ程度)5000 部以上	納期について は滋賀県と協 議のうえ決定 する	※リーフレットのサ イズや数量について は内容により、滋賀 県と協議の上変更 する場合がある。

(5)「湖響」新酒 PR ポスターの作成

①ポスターの作成にあたっては、滋賀県酒造組合が取り組む全蔵の「湖響」の統一ラベルデザイン等を活用し、「湖響」のイメージを損なわないようにデザインすることとし、滋賀県および滋賀県酒造組合と協議の上作成すること。

②仕様等について

イベント実施にかかる成果物および、納期等は下記のとおりとする。

なお、仕様や納期については、双方による協議の上変更する場合がある。

項目	仕様・数量	納期	備考
「湖響」新酒 PR ポ スター	B1/B2 各 500 枚以上	「湖響」お披露目イ ベント(仮称)』の開 催 1 週間前まで	

6 納品場所

滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館3階

7 運営管理

受託事業者は、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

8 留意事項

(1)受託者は、必要に応じ、滋賀県観光政策局、みらいの農業振興課、広報課、南部産業技術共創センター、滋賀県酒造組合、県内酒蔵など、関連する部署や団体と連携を行いながら業務を実施すること。

- (2) 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託事業者において負うものとする。
- (3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託事業者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等)することができることとする。
- (5) 業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託事業者は委託者と協議を行うこと。
- (7) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託事業者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- (8) 受託者は、業務の実施に当たり、適用をうける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (9) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、受託者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。